

御杖村立集会施設等使用条例の一部を改正する条例

御杖村立集会施設等使用条例(昭和 59 年御杖村条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

別表中

「

室名	単位	使用料				備考
		9 時～12 時	12 時～17 時	9 時～17 時	17 時～22 時	
玄関ホール	1 室 1 回	円 100	円 100	円 200	円 100	
談話室						
和室		300	400	600	400	
和室		300	400	500	400	
研修室		300	400	600	400	
調理研修室		800	900	1, 200	900	

」

を

「

室名	単位	使用料				備考
		9 時～12 時	12 時～17 時	9 時～17 時	17 時～22 時	
玄関ホール	1 室 1 回	円 100	円 100	円 200	円 100	
談話室						
和室		300	400	600	400	
和室		300	400	500	400	
研修室		300	400	600	400	
調理研修室		800	900	1, 200	900	
和室		御杖村の指定管理者として三季館を管理運営する 法人が使用する場合 1 室につき 1 泊 2, 000 円				
和室						
研修室						

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。